調組 税一

2 4 . 8 . 3 0

平成元年度改定項目の経緯(医科①)

	平成元年	平成2年	平成4年	平成5年	平成6年(4月)	平成6年(10月)	平成8年	平成9年
・血液化学検査 ①5項目以上7項目以下 (前回改定対比)	195 (+5)	195 (0)	180 (▲15)	180 (0)	170 (▲10)	170 (0)	170 (0)	170 (0)
②8項目又は9項目 (前回改定対比)	245 (+5)	245 (0)	230 (▲15)	230 (0)	210 (▲20)	210 (0)	190 (▲20)	190 (0)
・感染症血清反応 抗ストレプリジン0価(ASO 価) (前回改定対比)	35 (+5)	30 (▲5)	30 (0)	30 (0)	29 (▲1)	29 (0)	29 (0)	29 (0)
・血漿蛋白免疫学的検査 ①C反応性蛋白 (定性) (前回改定対比)	40 (+5)	35 (▲5)	35 (0)	35 (0)	32 (▲3)	32 (0)	32 (0)	32 (0)
②C反応性蛋白 (定量) (前回改定対比)	50 (+5)	40 (▲10)	40 (0)	40 (0)	36 (▲4)	36 (0)	34(▲2)	34 (0)
·細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下 (前回改定対比)	145 (+5)	145 (0)	算定方法変更 —————					→
・点滴回路加算 (前回改定対比)	15 (+1)	15 (0)	15 (0)	15 (0)	1.93 2.93 3.45 点滴注射所定点数として包括評価	1. 93 2. 93 3. 45	1. 93 2. 93 3. 45	1. 93 2. 93 3. 45
·中心静脈注射回路加算 (前回改定対比)	15 (+1)	15 (0)	15 (0)	15 (0)	140 中心静脈注射所定点数として包括	140	140	140
・人工腎臓食事給与加算 (前回改定対比)	61 (+1)	62 (+1)	63 (+1)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)
・精神科デイケア及び精神科 ナイトケア食事給与加算 (前回改定対比)	46 (+1)	46 (0)	47 (+1)	47 (0)	48 (+1)	48 (0)	48 (0)	48 (0)
・基準寝具加算 (前回鑑定対比)	15 (+1)	16 (+1)	17 (+1)	17 (0)	151 ※入院環境料に包含	151 (0)	156 (+5)	160 (+4)
・給食料 (前回改定対比)	136 (+1)	137 (+1)	142 (+5)	142 (0)	143 (+1)	入院時食事療養費に改変		>
・老人保健施設入所者基本療 養費	210, 660円 (+660円)	226, 770円 (+16, 110円)	252,240円 (+25,470円)	252, 240円 (0)	264, 800円 (12,560円)	I 264,800円 II 270,000円 (IIが新設)	I 6ヶ月以内264,800円 6ヶ月超1年以内254,820円 1年超244,800円 I 6ヶ月以内279,630円 6ヶ月超1年以内265,650円 1年超251,760円	I 6ヶ月以内265, 620円 6ヶ月超1年以内255, 630円 1年超245, 610円 I 6ヶ月以内280, 440円 6ヶ月超1年以内266, 460円 1年超252, 480円

平成元年度改定項目の経緯(医科②)

	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
	1.7341.4.1	1 2012 1			1,2213	,,, 1	. , , , , ,	
·血液化学検査 ①5項目以上7項目以下 (前回改定対比)	155(▲15) ※「注」の変更	140 (▲15)	130(▲10) ※「注」の変更	120 (▲10)	102 (▲18)	100 (▲2)	95 (▲5)	93 (▲2)
②8項目又は9項目 (前回改定対比)	175(▲15) ※「注」の変更	160 (▲15)	150(▲10) ※「注」の変更	130 (▲20)	111 (▲19)	109 (▲2)	104 (▲5)	(▲2)
・感染症血清反応 抗ストレブリジン0価(ASO 価) (前回改定対比)	25 (▲4)	22 (▲3)	19 (▲3)	17 (▲2)	15(▲2) 感染症血清反応→感染症免疫学的検査	15 (0)	15 (0)	15 (0)
・血漿蛋白免疫学的検査 ①C反応性蛋白(定性) (前回改定対比)	28 (▲4)	25 (▲3)	22 (▲3)	19 (▲3)	17 (▲2)	16(▲1)	16 (0)	16 (0)
②C反応性蛋白(定量) (前回改定対比)	30 (▲4)	27 (▲3)	23 (▲4)	20 (▲3)	17(▲3)	16(▲1)	16(0) C反応性蛋白に名称変更	16 (0)
·細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下 (前回改定対比)	算定方法変更 ———							>
· 点滴回路加算 (前回改定対比)	1. 93 2. 93 3. 45	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 47	1. 95 2. 95 3. 48
(I) I 4/(C) 1/(C)	点滴注射所定点数に包括して記	平 信						\rightarrow
	140	140	140	140	140	140	140	140
·中心静脈注射回路加算 (前回改定対比)	中心静脈注射所定点数に包括							>
・人工腎臓食事給与加算 (前回改定対比)	63 (0)	63 (0)	加算廃止 (療養の一環として行われた食事)	以外の食事提供の場合実質徴収)				→
・精神科デイケア及び精神科 ナイトケア食事給与加算 (前回改定対比)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	精神科デイケア及び精神科ナイトケア の所定点数に包括評価 デイケア小590点 デイケア大700点 ナイトケア540点	精神科デイケア及び精神科ナイトケアの所定点 数に包括評価 デイケア小590点 デイケア大700点 ナイトケア540点
・基準寝具加算 (前回鑑定対比)	165 (+5)	入院基本料として組み直し――						>
・給食料 (前回改定対比)	入院時食事療養費に改変							→
・老人保健施設入所者基本療 養費	※注1	介護保険						>

(1)特定痴呆性老人の場合

(一)入所の日から起算して6ヶ月以内の期間

(二)入所の日から起算して6ヶ月を超え1年以内の期間 274,440円 (三)入所の日から起算して1年を超えた期間 266,040円

(2)特定痴呆性老人以外の場合

(一)入所の日から起算して6ヶ月以内の期間

(二)入所の日から起算して6ヶ月を超え1年以内の期間

269,100円 256,440円

平成9年度改定項目の経緯(医科①)

	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
· 入院環境料 (前回改定対比)	160 (+4)	165 (+5)				•			
• 特定機能病院入院診療料									
①特定機能病院であって、別に厚 労大臣が定める基準に適合してい るものとして、都道府県知事に届 ナ出た保険医療機関の場合 (前回改定対比)	1, 050 (+150)	1, 200 (+150)	入院基本料として組み直し―						
②①以外の特定機能病院である保 険医療機関の場合 (前回改定対比)	600 (+150)	690 (+90)							
• 精神療養病棟入院料									
①精神療養病棟入院料(A) (前回改定対比)	1, 069 (+4)	1, 100 (+31)	1,100(0) 精神療養病棟入院料1に項目変更	1, 090 (▲10)	1, 090 (0)	1, 090	4.000(0)	4.050/4.40	4.004 (.44)
②精神療養病棟入院料 (B) (前回改定対比)	759 (+4)	800 (+41)	800 (0) 精神療養病棟入院料2に項目変更	600 (▲200)	600 (0)	(精神療養病棟入院料として一本化	1, 090 (0)	1, 050 (▲40)	1, 061 (+11)
• 特殊疾患療養病棟入院料									
①特殊疾患療養病棟入院料 (I) (前回改定対比)	1, 904 (+4)	2, 000 (+96)	2,000(0) 特殊疾患療養病棟入院料 1 に項目 変更	1,980 (▲20)	1, 980 (0)	1,943(▲37) 注の変更	1,943(0) ・特殊疾患病棟入院料に名称変 更、対象患者も変更。 ・平成20年10月1日以降、脳卒中の 後遺症及び認知症の患者を除く。	1, 943 (0)	1, 954(+11)
②特殊疾患療養病棟入院料(II) (前回改定対比)	1,504 (+4)	1, 600 (+96)	1,600(0) 特殊疾患療養病棟入院料2に項目 変更	1, 600 (0)	1, 600 (0)	1, 570 (▲30)	1,570(0) ・特殊疾患病棟入院料に名称変 更、対象患者も変更。 ・平成20年10月1日以降、脳卒中の 後遺症及び認知症の患者を除く。	1, 570 (0)	1, 581 (+11)
• 特定疾患療養指導料						特定疾患療養管理料に項目変更			
①診療所の場合 (前回改定対比)	202 (+2)	202 (0)	225 (+23)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)
②100床未満の病院 (前回改定対比)	137 (+2)	137 (0)	147 (+10)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)
・特定疾患治療管理料 ①小児特定疾患カウンセリング料 (前回改定対比)	710 (+160)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	月の1回目:500 月の2回目:400 注の変更 1年を限度に月1回→2年を限度に月 2回算定	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)
②皮膚科特定疾患指導管理料 (I) (前回改定対比)	540 (+70)	550 (+10)	550 (0)	250 (▲300)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)
・生化学的検査 (I) 判断料 (前回改定対比)	120 (+10)	135 (+15)	145 (+10)	150 (+5)	155 (+5)	155 (0)	144(▲11)	144 (0)	144 (0)
・基本的検体検査判断料 (I) (前回改定対比)	460 (+10)	500 (+40)	600 (+100) 注の変更	630 (+30)	630 (0)	630 (基本的検体検査判断料として一本	604 (4.26)	604(0)	604 (0)
・基本的検体検査判断料 (II) (前回改定対比)	360 (+10)	400 (+40)	500 (+100) 注の変更	525 (+25)	525 (0)	(番年的快体快車刊制料として一本化)	604 (▲26)	604 (0)	004(0)
・病理診断料 (前回改定対比)	215 (+5)	240 (+25)	240 (0)	255 (+15)	255 (0)	410 (+155) 注の変更	410 (0)	1組織診断料 500 2組織診断料 240	1 組織診断料 400 (▲100) 2 組織診断料 240 (0)
· 病理学的検査判断料 (前回改定対比)	118 (+8)	130 (+12)	138 (+8)	146 (+8)	146 (0)	146 (0)	146(0) 病理判断料に名称変更。病理学的 検査診断・判断料が独立して、第 13部病理診断となった。	150 (+4)	150 (0)
・膀胱尿道ファイバースコピー(前回改定対比)	860 (+160)	900 (+40)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	950 (+50)	950 (0)

平成9年度改定項目の経緯(医科②)

(単位:点)

	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
•静脈内注射(前回改定対比)	28(+1)	28(0)	30(+2)	30(0)	30(0)	30(0)	30(0)	30(0)	30 (0)
・通院精神療法(診療所)(前回改定対比)	392 (+2)	392(0)	392(0)	初診の日:500 それ以外:370 算定方法変更	初診の日:500(0) それ以外:370(0)	初診の日:500(0) それ以外:360(▲10)	初診日(精神保健指定医) 500 それ以外30分以上360 (診療所)30分未満350 通院・在宅精神療法に名称変更	初診日(精神保健指定医) 500(0) それ以外30分以上400(+40) 30分末満330(▲20)※ ※病診統一の評価とされ、診療所は 「▲20となった」。	初診日(精神保健指定医) 700(+200) それ以外30分以上400(0) 30分未満330(0)※
•眼処置(前回改定対比)	25(+3)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0) 点眼・洗眼は、基本診療料に含まれ、 別に算定できなくなった	25(0)	25(0)
•耳処置(前回改定対比)	25(+3)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0)	25(0) 点耳・簡単な耳垢栓除去は、基本診療 料に含まれ、別に算定できなくなった	25(0)	25(0)
•介達牽引(前回改定対比)	42 (+2)	42(0)	42(0)	項目削除	35(-)	35(0)	35(0)	35(0)	35(0)
-閉鎖循環式全身麻酔(前回改定対比)	5,800(+300)	5,930(+130)	5,930(0)	6,100(+170)	6,100(0)	(1)8,300 (2)6,100 算定方法変更	1. イ 24,900 口 18,300 2. イ 16,600 口 12,200 3. イ 12,450 口 9,150 4. イ 9,130 口 6,710 5. イ 8,300 口 6,100 算定方法変更	1.	1.
・高エネルギー放射線治療(前回改定対 比)	1,100(+100)	1回目:1,100 2回目:303 算定方法変更	1回目:1,100 2回目:303 (0)	1回目:(1)930,(2)1,240、(3)1,580 2回目:(1)310、(2)410、(3)520 算定方法変更	1回目:(1)930,(2)1,240,(3)1,580 2回目:(1)310,(2)410,(3)520 (0)	1回目:(1)930、(2)1,240、(3)1,580 2回目:(1)310、(2)410、(3)520 (0)	1回目:(1)930、(2)1,240、(3)1,580 2回目:(1)310、(2)410、(3)520 (0)	1回目:(1)840,(2)1,320,(3)1,800 2回目:(1)280,(2)440,(3)600	1回目:(1)840,(2)1,320,(3)1,800 2回目:(1)280,(2)440,(3)600
•入院時食事療養費									!
·入院時食事療養費(I)(前回改定対比)	1,920円 (+20円)	1,920円(0円)	1,920円(0円)	1,920円(0円)	1,920円(0円)	640円 (1食毎に変更)	640円(0) 入院時生活療養(I) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)	640円(0) 入院時生活療養(I) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)	640円(0) 入院時生活療養(I) 食事:554(1食) 光熱水費:398(1日)
·入院時食事療養費(II)(前回改定対比)	1,520円 (+20円)	1,520円(0)	1,520円(0)	1,520円(0)	1,520円(0)	506円 (1食毎に変更)	506円(0) 入院時生活療養(I) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)	506円(0) 入院時生活療養(I) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)	506円(0) 入院時生活療養(I) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)
·老人性痴呆疾患治療病棟入院料									
①入院した日から3月以内(前回改定対 比)	1,274(+4)	1,312(+38)	1,312(0)	1,290 (▲22)	1 1,290 2 1,160 —	1 1,300 2 1,060 —	1 1,330 2 1,180 —	1 1,450 2 1,070 60日以内の期間に変更	1 1,461 2 1,081 60日以内の期間に変更
②入院した日から3月超(前回改定対比)	1,174 (+4)	1,209 (+35)	1,209 (0) 注の変更	1,180 (\$\textbf{\Delta}29)	1 1,180 2 1,130 — 算定方法変更	1 1,190 2 1,030 - 老人性認知症疾患治療 病棟入院料に変更	1 1,070 2 1,020 — 認知症病棟入院料に名称変更	1 1,180 2 970 61日以上の期間に変更 認知症治療病棟入院料に名称変更	1 1,171 2 961 61日以上の期間に変更 認知症治療病棟入院料に名称変更
•老人性痴呆疾患療養病棟入院料									
①老人性痴呆疾患療養病棟入院料(A) (前回改定対比)	1,104(+4)	1,137(+33)	1,137(0) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料1に 項目変更	1,120		-T F WIRA			
②老人性痴呆疾患療養病棟入院料(B) (前回改定対比)	1,074(+4)	1,106(+32)	1,106(0) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料2に 項目変更	(老人性痴呆疾患療養病棟入院料に 一本化)	1,120	項目削除 —————			→
·診療所老人医療管理料 ①診療所老人医療管理料(I) (前回改定対比)	1,094(+4)	1,094(0)	14日以内:1,094 14日超:659	14日以内:1,080 14日超 :645	14日以内:1,080 14日超 :645	14日以内:1,080 14日超 :645	14日以内:1,080 (生活療養の場合1,066)		
②診療所老人医療管理料(II) (前回改定対比)	659 (+4)	659(0)	(診療所老人医療管理料に一本化)	「▲14) 注の変更	(0)	(0)	14日超 :645 (生活療養の場合631) 診療所後期高齢者医療管理料に名称 亦再	項目削除	項目削除
・老人慢性疾患生活指導料	212(±2)	212(0)	225(±12)	225 (0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)	225(0)
①診療所(前回改定対比) ②100床未満の病院(前回改定対比)	212 (+2) 137(+2)	212(0) 137(0)	225(+13) 147(+10)	225 (0) 147(0)	225 (0) 147(0)	225(0) 147(0)	225(0) 147(0)	225 (0) 147(0)	225(0) 147(0)
・重点指導対象病棟検体検査判断料 ハ 生化学的検査(I)判断料	102(+9)	102(0)	注の変更 項目廃止 ———			特定疾患療養管理料として算定			
(前回改定対比)	102(.0)		スロルエ						
・(老人)訪問看護管理療養費に代表させる イ 月の初日の訪問の場合(前回改定対 老人訪問看護管理療養費 1日の場合(前回改定対比) 2日の場合(前回改定対比)	7,050円 (+50円) 7,050円 (+50円) 9,950円 (+50)	※注2							
2日の場合(前回改定対比) 4日の場合(前回改定対比) 4日の場合(前回改定対比) 5日の場合(前回改定対比) 6日の場合(前回改定対比) 7日の場合(前回改定対比) 8日の場合(前回改定対比) 9日の場合(前回改定対比) 10日の場合(前回改定対比) 11日の場合(前回改定対比) 12日の場合(前回改定対比)	9,930円(+30) 12,850円(+50円) 18,650円(+50円) 21,550円(+50円) 24,450円(+50円) 27,350円(+50円) 30,250円(+50円) 33,150円(+50円) 36,050円(+50円) 38,950円(+50円)		介護保険へ ――――					※ 注 2	•

[※]注2イ 月の初日の訪問の場合(前回改57,050円ロ 月の2回目以降の訪問の場合(112,900円

→改定項目を表示

平成元年度、平成9年度の改定項目の経緯(歯科)

Part	平成24年4月 228 特殊印象:270 支台艦とポンティックのの合計が5歳以下の合:280 支台艦とポンティックのの合計が5歳以下の合:280 支台艦とポンティックのの合計が6歳以上の合:332
18	 特殊印象:270 支台歯とポンティックのの合計が5首以下の合:280 支台歯とポンティックの合計が5首以下の合きが5首以下の合計が5首以下の分合計が5首以下の分合計が5首以上の
March Marc	支台端とポンティックの の合計が5歳以下の 合:280 支台端とポンティックの の合計が5歳以下の 合:280 支台端とポンティックの 合:280
The content of the	支台端とポンティックの の合計が5歳以下の 合:280 支台端とポンティックの の合計が5歳以下の 合:280 支台端とポンティックの 合:280
「中央の	 の合計が5曹以下の合:280 支台曹とポンティックの合計が5曹以下の合:280 支台曹とポンティックの合計が6曹以上のの合計が6曹以上の
	文台館とポンティックの の合計が5億以下の 合:280 支台館とポンティックの の合計が6億以上の
Table Tabl	会:280 支台歯とポンティックの の合計が6歯以上の
	──→ の合計が6歯以上の
19 19 19 19 19 19 19 19	
(根: 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
A ARIBENTAL PROPERTY OF THE	
全部無数	
新教養者 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180	
10 10 10 10 10 10 10 10	全部金属冠:454
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	レジン前装金属冠:11
(高級権権、2番から14音で) 50 50 50 50 60 50 850 850 850 850 850 850 850 850 850	560
有数数数 125 140 120 1	690
(長部橋) 1235 1400 1400 1200 1	920
(数値) 125 100	1340
程音を設	2100
# 2 108	
日本経典	
140	
10 章補銀・領補銀、困難 280	
(口蓋補線・領補線、著しく困難) 100 1	
ウンピースキャストブリッジ・支合歯とボンティック ウンピースキャストブリッジ・支合歯とボンティック ウンピースキャストブリッジ・支合歯とボンティック フンピースキャストブリッジ・フロッピースキャストブリッ フンピースキャストブリッジ・フロッピースキャストブリッ	
吹き接着 (ワンピースキャストブリッジ・支 台書とポンティックの数の合計が	ワンピースキャストブリジ・支台歯とポンティック数の合計が5歯以
6歯以上) ジ・支台歯とボンライック ジ・支台歯とボンティック ジ・支台歯とボンティック ジ・支台歯とボンティック ジ・支台歯とボンティック ジ・支台歯とボンティック	場合:70
合計が6歯以上の場合: 130 (グミー)の数の合計が6歯 以上の場合:130 (グミー)の数の合計が6 歯以上の場合:135 (グミー)の数の合計が6 歯以上の場合:140	ジ・支台歯とポンティッの数の合計が6歯以」 場合:140
We 合採得 (有床載値・多数値を接)	何点:140
吹合探号	
吹合探号 (有床装備・多数歯欠損・老) 115 135 150 155 160 185 項目削除	
吹き探号 (有床機會・総装像・老) 200 235 250 255 265 280 項目削除 インレー 450 465 265 280 項目削除	
(単純なもの) 150 160 165 165 170 170 181 181 181 181 181 181 181 181 181 18	→ 190
(複雑なもの) 220 240 200 200 200 200 200 200 200 200	→ 284
フミニ・420	→ 434 B: #b:
(総集団) 自:2100 2850 2780	AB:
スルフォン雑胞有床義會 (局部義曾、1歯~4歯) 705	
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、5歯~8歯) 925 参加型性樹脂有床義歯: 900 935 925 参加型性樹脂有床義歯: 900 900 900 かかり 925 かかり 925 かかり 925 かりり 925 かりり 900	議歯:
スルフォン樹脂有床義會 (局部義徳、9億~11億) は180 1185 1185 1185 1185 1185 1185 1185 1	議歯:
スルフォン樹脂有床装歯 ポリスルフォン樹脂有床装 1900 熱可塑性樹脂有床装歯: 熱可塑性樹脂有床装歯: 熱可塑性樹脂有床装歯:	城市 :

平成元年度、平成9年度の改定項目の経緯(調剤)

調剤基本料	平成元年	平成2年	平成4年	平成6年(4月)	平成6年(10月)	平成8年	平成9年	平成10年
〔一包化薬として〕	_	_	_	_	_	_	_	_
一包化加算	_	_	_	(老人のみ) 所定点数に 20点	(老人のみ) 所定点数に 20点	(老人のみ) 所定点数に 30点	(老人のみ) 所定点数に 35点	(老人のみ) 所定点数に 35点
計量混合加算		2種以上の薬剤(散剤、細粒剤又は顆粒 剤)を計量し、かつ、混合して内服薬又は頓服薬を調剤した場合 1調剤につき 23点 (予製剤による場合は5点)						
嚥下困難者用製剤加								
算 (旧老人用製剤加 算)	_	_	_	(老人のみ) 所定点数に 25点	(老人のみ) 所定点数に 25点	(老人のみ) 所定点数に 35点	(老人のみ) 所定点数に 40点	(老人のみ) 所定点数に 40点
	•	•		•	•	•		_
調剤基本料	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	
〔一包化薬として〕	_	_	投与日数が7またはその端数を増すごと 97点	投与日数が7またはその端数を増すごと 97点	投与日数が7またはその端数を増すごと 89点	(一包化加算に再編)	_	
	(老人のみ)処方せん受付1回につき	投与日数が7またはその端数をますごと	(一句ル菜に古姫)			内服薬のみ 1. 56日分以下の場合(7日分につき)	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合 (7日分につき)	

調剤基本料	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
〔一包化薬として〕	_	_	投与日数が7またはその端数を増すごと 97点	投与日数が7またはその端数を増すごと 97点	投与日数が7またはその端数を増すごと 89点	(一包化加算に再編)	_
一包化加算	(老人のみ) 処方せん受付1回につき 35点	投与日数が7またはその端数をますごと 30点	(一包化薬に再編)	_	_	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合 (7日分につき) 30点 2. 57日分以上の場合 270点	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合 (7日分につき) 30点 2. 57日分以上の場合 270点
	2種以上の薬剤(散剤又は顆粒剤)を計量し、かつ、混合して内服薬又は頓服薬を調剤した場合 1調剤につき 40点(予製剤による場合は20/100に相当する点数)	3. 軟・硬膏剤 80点 ロ、特別の乳幼児用製剤を行った場合を 除く	1調剤につき 1. 特別の乳幼児用製剤を行った場合 1. 液剤 2. 散剤, 顆粒剤 3. 軟・硬膏剤 80点 1. 特別の乳幼児用製剤を行った場合を 除く 1. 液剤 2. 散剤, 顆粒剤 3. 軟・硬膏剤 3. 軟・硬膏剤 3. 軟・硬膏剤 30点 (予製剤による場合は20/100に相当する点数)	1調剤につき イ. 特別の乳幼児用製剤を行った場合 1. 液剤 2. 散剤, 顆粒剤 3. 軟・硬膏剤 80点 ロ. 特別の乳幼児用製剤を行った場合を除く 1. 液剤 2. 散剤, 顆粒剤 45点 3. 軟・硬膏剤 45点 3. 軟・硬膏剤 80点 (予製剤による場合は20/100に相当する点数)	1調剤につき イ. 特別の乳幼児用製剤を行った場合 1. 液剤 75点 2. 散剤, 顆粒剤 90点 3. 軟・硬膏剤 80点 ロ. 特別の乳幼児用製剤を行った場合を除く 1. 液剤 35点 2. 散剤, 顆粒剤 45点 3. 軟・硬膏剤 80点 (予製剤による場合は20/100に相当する原数)	除く 1. 液剤 35点 2. 散剤, 顆粒剤 45点 3. 軟・硬膏剤 80点	u. 飲剤, 粮私剤 45点 ハ. 軟・硬膏剤 80点
嚥下困難者用製剤加 算 (旧老人用製剤加 算)	(老人のみ) 処方せん受付1回につき 40点	80点	80点	点08	80点	80点	為6